

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第2弾_売上減少） よくあるお問い合わせ

目次

| | | | |
|---|------------|--------|-----|
| 1 | 制度について | ・・・・・・ | P 1 |
| 2 | 対象について | ・・・・・・ | P 2 |
| 3 | 申請方法について | ・・・・・・ | P 4 |
| 4 | 提出書類について | ・・・・・・ | P 5 |
| 5 | 電子申請について | ・・・・・・ | P 6 |
| 6 | 支援金の交付について | ・・・・・・ | P 7 |

1 制度について

Q 1-1 どのような制度か？

A 1-1 小田原市独自の支援として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収入(売上)が大幅に減少している方へ支援金を交付するものです。

支援金の交付額は、2020年4月又は5月のどちらかが前年同月との比較で50%以上減少している場合は20万円、20%以上50%未満減少している場合は10万円となります。

Q 1-2 経済産業省の「持続化給付金」とは別枠での支援か。

A 1-2 別枠での支援ですので、該当する方は、国と市のそれぞれに申請手続きを行ってください。

Q 1-3 支援金を交付する目的は？

A 1-3 既に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、神奈川県知事が要請する休業要請等に応じた事業者に対する支援金を交付したところですが、休業要請の対象外であっても大きな影響を受けている事業者が数多くいる現状を捉え、緊急経済対策の一環として実施するものです。影響の度合いに応じた支援策とするため、2020年4月と5月を対象月とし、前年同月比の売上減少割合に応じて、20万円又は10万円を交付することとしました。

Q 1-4 「持続化給付金」と違い、2020年4月と5月の2か月のみを対象とする理由は？

A 1-4 2020年4月と5月は、政府の緊急事態宣言の発令下であったことから特に影響の大きかった月と考えます。また、経営状態の悪化した事業者に対する支援策は、スピード感が重要との観点から、対象月を絞ることで迅速な交付審査に当たりたいと考えたためです。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第2弾_売上減少） よくあるお問い合わせ

Q 1-5 本支援金の交付対象から外れた中小企業や個人事業主への支援金等はないのか？

A 1-5 市ホームページで新型コロナウイルス感染症対策についてお知らせしていますので参考にご覧ください。なお、掲載情報は、随時更新されております。定期的に最新情報をご確認いただくことをお奨めします。

【市ホームページ】

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/emergency/coronavirus/>

Q 1-6 本支援金は先着順か？

A 1-6 先着順ではありません。申請期間内に申請がなされ、市が行う審査において交付要件を満たしていると判断された対象者全員に交付します。

2 対象について

Q 2-1 交付対象者は？

A 2-1 次のすべての要件を満たす方です。

- ①2020年1月1日時点で小田原市内に本社や本店を有する法人事業者又は住民登録を有する個人事業主であること。
- ②2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ③2020年4月又は5月の事業収入（売上）が、前年同月比で20%以上減少していること。
- ④中小企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、個人事業主のいずれかに該当すること。
- ⑤休業等に係る本市中小企業事業者等支援金（20万円）の交付を受けていないこと。

Q 2-2 2020年1月2日以降に住所（本社所在地）が変わった場合は？

A 2-2 2020年1月2日以降に市外へ転出（移転）した

⇒交付対象となります。

2020年1月2日以降に市内へ転入（移転）した。

⇒交付対象となりません。

Q 2-3 市税の滞納者や課税されていない者でも対象になるのか？

A 2-3 事業を継続するための緊急経済対策であることから、本支援金の対象とします。

市税の滞納がある場合は、速やかに市税総務課と納税計画について協議してください。

Q 2-4 市内に店舗を有するが、本社・本店が市外の場合は？

A 2-4 本社・本店の所在地が小田原市内にないため、対象になりません。

同様に、個人事業主の場合は、市内に店舗等があっても住民登録地が小田原市内でない方は対象になりません。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第2弾_売上減少） よくあるお問い合わせ

- Q 2-5 異なる会社を市内で複数経営しているが、それぞれに交付されるのか？
A 2-5 事業者単位での交付のため、会社が異なれば、それぞれに支援金を交付します。会社ごとに申請手続きを行ってください。
- Q 2-6 複数の事業や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか？
A 2-6 申請は、法人又は個人事業主単位となりますので、事業所や部門などで個々に申請することはできません。
- Q 2-7 対象業種の指定はあるのか？
A 2-7 第1弾（休業等）と異なり、第2弾（売上減少）に業種の指定はありません。申請書にある業種を記載する欄は、コロナ禍の影響の把握や今後の支援策の検討などの参考とするものです。
- Q 2-8 事業収入（売上）とは何か？
A 2-8 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた「利益」ではありません。
- Q 2-9 申請書の事業収入は1万円単位だが、1万円未満の端数処理の方法は？
A 2-9 2019年4月及び5月は、切り上げてください。
2020年4月及び5月は、切り捨ててください。
- Q 2-10 2020年4月又は5月の事業収入（売上）の算出にあたり未収金がある場合は？
A 2-10 取引が完了したなど、売上として確定しているものは事業収入（売上）として扱います。
- Q 2-11 2020年5月の事業収入（売上）が未確定だが、4月分のみで申請できるか？
A 2-11 申請期間は8月末までとしております。4月分のみで申請することは妨げませんが、市の交付決定後に再申請することは出来ませんのでくれぐれもご注意ください。仮に5月の方が売上減少の割合が高く、支援金の交付額が変わる場合も例外ではありません。
- Q 2-12 2019年4月又は5月の事業収入（売上）が著しく低い場合の特別措置はあるか？
A 2-12 災害等の事情により比較対象となる2019年4月又は5月の事業収入が著しく低く、通常よりも売上の減少率が低くなってしまう場合は、提出資料に「り災証明」を追加していただいた上で、2018年4月又は5月の事業収入（売上）で申請してください。
その他、病気療養などを理由に一時事業の休止を要したなど、やむを得ない事情により2019年4月又は5月が比較対象月として適当でないと考えられる場合については、個別に追加資料を提出していただきながら審査にあたりますのでご相談ください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第2弾_売上減少） よくあるお問い合わせ

- Q 2-13 個人から法人に事業形態を変更しており（又はその逆）確定申告書等で2019年4月又は5月の事業収入（売上）を示せない場合は？
- A 2-13 同一事業を個人事業主から法人へ（又はその逆）事業の形態を変更している場合は、旧事業形態の前年同月と比較することで、同様の扱いが可能です。この場合は、その経緯が分かる資料（開・廃業届、履歴事項全部証明書など）を別途提出してください。提出が必要な資料については個別にご案内いたしますのでご相談ください。
- Q 2-14 開業から日が浅く、比較対象となる2019年4月又は5月の事業収入（売上）が存在しない場合は？
- A 2-14 本支援金の目的から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収入（売上）が大幅に減少していることが要件であり、原則として2019年4月1日以前から事業収入を得ており、前年同月の比較により影響の度合いを評価できることが求められます。開業後間もない事業者の場合は、通常の提出資料とは別の客観的な資料をご提出いただきながら審査にあたりますので、まずは商業振興課（33-1511）へご相談ください。
- Q 2-15 休業等に係る中小企業事業者等支援金（第1弾）に申請したが、今回（第2弾）支援金の対象となるか？
- A 2-15 休業等に係る中小企業事業者等支援金（第1弾）の交付決定を受けた方は、対象外となります。申請したが、要件を満たさず不交付決定を受けた方は、対象となります。

3 申請方法について

- Q 3-1 パソコンがないため、電子申請ができないが市の窓口に行って申請をすることができるのか？
- A 3-1 接触機会削減の観点から、市役所への御来庁はご遠慮ください。電子申請ができない方は、郵送での受付を行います。申請用紙を郵送しますので商業振興課（電話 33-1511）までお電話ください。
- Q 3-2 電子申請はスマートフォンやタブレット端末からでも申請できるのか？
- A 3-2 いずれも申請できます。なお、パソコンからの申請と同様に、通信料については申請者負担となります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第2弾_売上減少） よくあるお問い合わせ

4 提出書類について

Q 4 - 1 税務署の收受印が押印された確定申告書第一表（又は別表一）の控えがない場合は？

A 4 - 1 前年同月の事業収入を把握する証拠書類としての有効性を判断するため、原則として、確定申告書第一表の控えには收受印が押印されていること（e-taxによる申告の場合は、「受信通知」を添付すること）が必要です。事情により対応が困難な場合は、下記を参考に
ご対応ください。

・2019年分の確定申告はしたが、收受日付印が押印された控えがない。

⇒当該年度の「税証明（※）」を追加で提出していただくことで收受印の代わりとみなします。（※税証明は、当該確定申告書の内容と一致する[事業所得金額]の記載があるもの）

・2019年分の確定申告の義務がなく、提出書類が存在しない。

⇒2019年分の住民税の申告書類の控えを代替え資料として提出してください。

・申告期限が来ていない（申告期限の猶予を含む）ため、当該申告が完了しておらず提出書類が存在しない。

⇒2018年分の申告書類（確定申告又は住民税申告）を代替え資料として提出してください。

⇒法人において、申告期限が来ておらず2019年4月5月を含む申告書類が存在しない場合も2018年分の申告書類を代替え資料として提出してください。

Q 4 - 2 法人の申請だが、振込先の通帳の名義は個人のものでもよいか？

A 4 - 2 支援金の振込先の口座名義は、申請者本人と一致する必要があります。
法人の場合は、法人代表者の個人名義の口座であれば問題ありません。

Q 4 - 3 国の「持続化給付金」の決定通知などは事業収入（売上）減少を証する資料とならないか？

A 4 - 3 市の支援金交付要件では、2020年4月又は5月について前年同月と比較しますが、国の交付要件とは比較対象期間が異なるため、代替えの資料として採用しないこととしました。

Q 4 - 4 消費税の申告書類での申請は可能か？

A 4 - 4 消費税の申告書類は、添付書類としてお使いいただけません。法人の場合は、「法人税の確定申告書別表一」、個人事業主の場合は、「所得税の確定申告書第一表」を提出してください。

Q 4 - 5 （法人の場合）役員名簿の提出は、「履歴事項全部証明書」の役員一覧で代用可能か？

A 4 - 5 役員名簿は、小田原市暴力団排除条例第8条に基づき神奈川県警察本部に確認するために提出を求めています。「履歴事項全部証明書」の記載事項では、この調査に必要な項目が網羅されないため、提出書類として取り扱えません。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第2弾_売上減少） よくあるお問い合わせ

Q4-6 申請書の記入方法がわからない。

A4-6 市のホームページにある記入例を参照してください。

不足がある場合は、商業振興課（33-1511）までお問い合わせください。

5 電子申請について

Q5-1 電子申請はどこから行うのか？

A5-1 市ホームページのトップ画面の下にある【申請・届出】のアイコンをクリックしていただくと「電子申請システム」に移動します。

また、支援金制度の説明ページの中にもリンクがあります。

Q5-2 電子申請は利用者登録が必要か？

A5-2 利用者登録をしなくても交付申請は可能ですが、まず始めにメールアドレスの入力が求められますので、こちらは必須になります（普段お使いになっているもので構いません）。メールアドレスの入力が完了した後に自動返信されるメールの本文に URL が記載されます。そちらへアクセスし、申請手続きを開始してください。

Q5-3 申請内容の入力を行ったが登録が完了できない。

A5-3 入力内容に不備があった場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージを参考に入力内容を修正してください。

Q5-4 資料を添付したが、エラーになってしまう。

A5-4 指定のファイル形式でない場合、エラーメッセージが表示されます。

pdf, jpeg, jpg, png 形式で提出してください。

事業収入の金額など文字が判読できない場合は、資料として取り扱えませんので、予めご確認のうえ提出するようお願いいたします。

Q5-5 提出する資料が多く、添付ファイルの枠では不足する場合は？

A5-5 添付しきれないファイルを zip 形式の圧縮ファイルに加工してください。

最下欄に zip ファイルが添付できる枠を設けております。

システムの仕様上、全体で 20MB が限度となりますのでご注意ください。

Q5-6 【確認へ進む】を押したとたんフリーズしてしまった。

A5-6 添付ファイルのアップロードに時間がかかる場合がございます。

処理中の可能性がございますので、操作せずにしばらくお待ちください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金（第2弾_売上減少） よくあるお問い合わせ

Q5-7 電子申請を完了したが、申請内容を確認したい場合は？

A5-7 電子申請システム上で、申請内容が確認できます。
確認には、申請完了時に発行される[整理番号]と[パスワード]が必要です。

Q5-8 [パスワード]を忘れてしまったが、再発行は可能か？

A5-8 システムの仕様上、[パスワード]は申請者本人にしか通知されず再発行も出来ないため、市の担当者が確認してお伝えすることもできません。
申請完了時に必ず控えていただき、審査完了まで大切に保管してください。

Q5-9 電子申請を完了したが、申請内容を訂正したい場合は？

A5-9 申請完了後は、市の担当者が審査を開始するため、申請者が再編集を行えないようシステム制限をかけております。
訂正を希望される場合は、商業振興課（33-1511）までご連絡ください。
ご連絡の際は、申請完了時に発行される『整理番号』をお伝えください。

6 支援金の交付について

Q6-1 申請から交付までにどのくらいの期間を要するのか？

A6-1 申請をいただいた方から順次審査を行います。書類等の不備がなければ、申請から土日祝日を除き10日程度で決定通知を発送いたします。交付対象者には、その後1週間程度で交付金を振り込みます。
市が指定する形で添付書類の提出が困難であり、代替え資料により申請される場合は通常よりも審査時間を要することになりますので予めご承知おきください。

Q6-2 支援金は課税所得となるのか？

A6-2 本支援金は、用途に制約のない資金を交付するものであり、税務上は益金（個人事業者の場合は、総収入額）に算入されるものです。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。
※国の「持続化給付金」と同様の扱いになります。